

日本国憲法
教育基本法
学習指導要領
都の教育目標
市の教育目標
「あふれる元気」「かがやく心」
「仲間とともに」「はばたけ未来へ」

目の前の一人を大切に作る学校づくりを目指して

★ インフルエンザ等感染症による実情を考慮、健康に留意

学校の教育目標
『喜び合える子の育成』
○元気に遊ぶ ◎本気で学ぶ ○正しく生きる

- 安全で、安心できる学校
- 考える心を高める学校
- お互いに尊敬し合う学校
- 若さあふれる健全な学校

教職員の実践・・・目指す教師像
★ 課題「授業力向上」
確かな指導力を持ち、人権を尊重し、子供の可能性を引き出すために進んで研究し、自らの課題を見つめ、協力して教育実践に取り組む
□ その他
・保護者や地域から信頼と尊敬を受ける
・厳正な態度で勤務し、職務を全うする
・自ら率先垂範し、児童への範を示す
・週案簿による計画的実践と毎週の提出
・いじめの根絶・体罰の厳禁・不登校対応
・健康第一・食物アレルギーへの対応
・認める、励ます、生かす
・挨拶の励行 ・時間の厳守
・相互協力体制（OJTの推進）
・報告、連絡、相談、服務事故ゼロ

達成のための基本方針

家庭・地域に期待する役割と連携
・早寝早起き朝ごはん ・親子の会話
・しつけの継続 ・家庭学習 ・家で一仕事
・挨拶 ・手をかけ、目をかけ、声をかけ
・ボランティア活動 ・地域行事への参加

研究の充実
昨年度までの研究成果を活かしながら今年度も「国語」をテーマとして据え校内研究を行う。読解力、思考力の育成

【本気で学ぶ】
□ 学習内容の理解を促し、基礎・基本となる学力の定着と向上を図る。
・各教科において、児童の習熟の状況を形成的にアセスメントし、児童自身が自らの目標を明確にもち、達成するための適切な方法を工夫できるよう、指導や支援に活かす。
・ユニバーサルデザインの視点を基に、環境調整や授業の工夫改善を図る。
・学習内容の十分な理解・定着を図るため学習用端末や ICT 機器の効果的な活用を推進する。
・「パワーアップタイム」の内容について、効果的な実施方法を検討し、個別的な支援を組織的に進める。
□ 学習習慣の定着を図り、児童が自ら粘り強く学習する意欲と態度を育む。
・朝学習や個別指導は個別のかつ補習的な観点で意図的・計画的に進める。
・児童の読書活動の活性化を図る。学校や家庭で読書に親しむための取組を充実させる。
・家庭との連携を図りながら、家庭学習の習慣化の徹底を図る。
【元気に遊ぶ】
□ 運動に親しみ、積極的に身体を動かし、基礎的な体力の向上を図る。
・十分な運動（活動）量の確保を図るために、体育科の授業改善・工夫に努める。
・日常的に運動に親しむ活動と、それを促進させるための環境を充実させる。
・オリパラを経て確立した「高倉小学校 2020 レガシー」であるニュースポーツを学習活動における取組に発展、運動への意欲につなげる。
□ 基本的な生活習慣を土台にし、日常的な身体動作を通して生活体力の向上を図る。
・「食育」「保健指導」等の取組を通して、自身の健康についての意識を高める。
・家庭の生活習慣の確立や積極的に体を動かすことについて保護者と連携する。
・児童の「体幹」「姿勢」「生活動作」について意図的・系統的な指導を進める。
【正しく生きる】
□ 自分や友達の良さを認め、互いを尊重しようとする態度を育む。
・「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた道徳教育を進める。
・多様な視点で「交流及び共同学習」を進め、相互の関わり合いや理解を深める。
・児童が多様な価値や生き方と出会い、気付き、考える場を充実させる。
□ 集団への所属感や安心感をもたせ、その集団を大切にしようという意識を育む。
・気持ちのよい挨拶や、返事、言葉遣いなど、温かなコミュニケーションが交わし合えるよう、教師自身が範を示していく。
・高倉大根の栽培など地域についての学びの場を更に充実させ、正しい知識に裏付けされた「ふるさと高倉」への帰属意識を育てる。

指導の重点キーワード
・心身共に健康な児童の育成と研究活動
・授業力向上、教科指導(ICT を積極活用し興味関心、意欲を引き出す)
・道徳教育の充実推進
・異学年集団活動推進と総合的な学習の時間での体験的活動
・特別活動の充実を通じた他者との関わり
・コミュニケーション力を重視し、挨拶や礼儀等の醸成
・いじめ防止の常時活動
・不登校児童への様々な個別対応
・セーフティ教室、情報モラル等、安全確立
・計画的・系統的なキャリア教育推進

オリンピックパラリンピックレガシー教育
(興味関心を引き出した体力・運動能力・健康教育推進)
○体育授業の教材の工夫と授業の充実
○児童の体力増強に向けた活動の励行
○発達段階に応じた体力づくり
○体力テストの活用、食育の推進
○薬物等に関する発達段階に応じた指導

特色ある教育活動
◆学校運営協議会を中心とした連携協力体制を充実。放課後子ども教室やサタデースクール等におけるスポーツ体験などを開催し、地域の力を学校運営に活かす体制づくりを進める。また学校運営協議会に教職員の働き方についての助言をいただき、教職員の働き方改革を推進する。
◆「八王子市小中一連携教育構想」に基づき「学力・体力」「コミュニケーション力」「企画力」「提案力」「運営力」「表現力」の育成。
◆小学校3校・第一中学校の教員が児童・生徒の実態や課題を共有。また中学校のさまざまな活動体験による連携を進展させる。
◆モジュールの活用に取り組み、基礎・基本の定着、東京ベーシック・ドリルや八王子ベーシック・ドリルを実施。
◆朝読書。読書週間や本の紹介などの読書推進運動、学校司書及びボランティアを活用して、図書室授業活用を推進。
◆1・2年で外国語に触れる活動、3・4年生ではコミュニケーションを図る素地を、5・6年生では教科の目標に沿って英語の運用能力を養う活動を展開。
◆地域協力者との「かかわり」を重視した活動を計画的に実施する。
◆保育所・幼稚園と連携を密にし、小学校生活に円滑に接続するよう生活科と他教科の関連を図り、スタートカリキュラムを組織的に実施。

ESD(持続発展教育)の推進
○体験的な活動の充実、学年の発達段階に応じた適切な体験学習の持続的な取り組みを実施。また保護者・地域との連携推進等、地域教育資源の活用。
○環境教育の充実、恵まれた自然環境の利用 SDG's を柱とした教育活動推進。

【特別支援】 児童理解を基盤とし、教育的なニーズに応じた指導や支援の改善・充実を図る。

- ・ 個別指導計画・教育支援計画・学校生活支援シート等の作成と共有を基に、一貫した指導や支援を進める。また発達障害や多様な障害特性、生育歴や療育歴に起因する状況等への理解を深める。
- ・ 「基礎的環境整備」や「合理的配慮」の視点から、必要な指導・支援を推進する。

【保護者・地域との連携】 保護者・地域による、より積極的な参画、協力を得るための取組を進める。

- ・ 学校便りや各学年・学級通信、ホームページ等による様々な情報発信を一層進めるとともに、保護者・地域に学校の様子を直接ご覧いただく機会を積極的に設定する。
- ・ 保護者へ日々の指導の意図、児童の姿等が伝わるよう、適時・適切な情報提供に努める。
- ・ 学校評価アンケートの回収率を高め、より多くの方のご意見を得られる工夫をする。また、学習ボランティア、図書ボランティア等への積極的な参加を促す。

【信頼される学校づくり】

- ・ 事務室・給食室（事務、用務、栄養士、調理員）と管理職、教員との連絡・連携により、教育活動の円滑な推進、給食の安心・安全確保、環境保全に努める。
- ・ 教職員が学校予算を把握し、SDGsの視点からもコスト意識をもって備品や消耗品を購入するとともに、管理職や事務職員、担当者が連携して計画的に予算の活用を図る。
- ・ 4月当初からアレルギー児童の対応について共通理解し、当事者意識をもつ。
- ・ 管理職と衛生推進者がリーダーシップを発揮し、八王子市環境マネジメントシステムに基づく環境配慮行動を積極的に行う。

【指導・支援関連】 説得力のある実践、指導・支援を通して、児童や保護者との信頼関係を築く。

- ・ 児童の生活指導上の問題等については、その対応を迅速かつ適切に進めていく。学年、生活指導部、管理職への報告・連絡・相談を確実に行う。
- ・ いじめや不登校、虐待等の課題については、「いじめ対応の時間」等を活用し、組織的な取組を進める。特にいじめについては、本校の「いじめ防止基本方針」をもとに、迅速・誠実・丁寧に対応する。

【食物アレルギーへの対応】

- ・ 新入学児童についての情報は、保護者との面談の中で確実に把握。在籍児童については、年度始めに必ず確認や引き継ぎを行う。校内での共通理解を図るとともに、補教時や校外学習時等の対応も含め、校内体制の確認を行う。
- ・ 栄養士・養護教諭・給食主任・担任・管理職・給食調理担当による共通理解と組織的な体制で対応を進めていく。保護者とは、医師の診断による「管理指導表」に基にした面談を行い、確認する。
- ・ アナフィラキシーショック等への対応については、初動から連絡、エピペンの投与、搬送、事後対応まで流れを共通理解するため、実際場面を想定した訓練を実施。教職員の対応研修を計画・実施する。

【不審者等対応】

- ・ 避難訓練年間指導計画の中に、不審者対応訓練を位置づける。可能性の高い想定場面を設定して行い、必要に応じて警察担当者から具体的な指導助言を受ける。
- ・ 防犯ブザーの携行や連れ去り防止に資する行動等について、各学年の発達段階に応じた指導を日常的に行う。家庭・地域との連携を図り、児童の意識と危機回避行動を高める。
- ・ 不審者情報等については、配信メール等を活用し、迅速に伝達する。近隣の学校等との状況共有も行う。（第1ブロック各小中学校・日野市立学校・八王子東高校 等）

【感染症等への対応】

- ・ インフルエンザ、感染性胃腸炎等、特に感染症に対する配慮を要する場面及び感染の兆候がある場合には、児童の健康や体調を優先した対応をとる。常に手洗い、喚気、保湿等を心掛ける。
- ・ 感染症の拡大の恐れがあり、集団での学習活動に支障がある場合は、校医及び市教委と協議の上、学級・学年閉鎖等の措置をとる。欠席率20%程度を目安にするが、欠席の状況や経緯等により柔軟に判断、決定する。

【災害対応】

- ・ 台風や大雪の恐れがある場合、近隣の学校（大和田小・第八小・第一中）とも協議し、可能な限り同様の対応がとれるようにする。（休校・授業開始時刻や下校時刻変更等）
- ・ 教職員の学校参集の見通しや状況を把握しつつ、校内の児童受け入れ態勢等を整える。
- ・ 東海地震、東南海地震、南海トラフ地震等の連動大地震の発生に対応するべく、学校における防災対策を確立するとともに、教職員は各自適切な対応が取れるようにしておく。
- ・ 非常時には、保護者に確実な引き渡しができるまで、児童を学校で預かる体制を取る。保護者に確認の上、直接引き渡しをすることを基本とする。学校からの一斉メールや電話等が伝わらないような事態の場合、保護者には来校いただき、児童の引き渡しをする。

※ 八王子市役所職員との連携による緊急時初期対応の体制を取り、学校は災害時の避難所としての機能を果たすこともある。（震度6以上を想定）